

射水市農業農村整備環境検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき、「農村環境計画」又は「田園環境整備マスタープラン」に即した農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」を図る観点から、農業農村整備事業における環境との調和への配慮に関する事項について検討するため、農業農村整備環境検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画における環境との調和への配慮の検討に関すること。
- (2) 環境との調和への配慮に関する地域合意形成等を図るための地区関係者からの意見聴取に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業農村整備事業の環境との調和への配慮を図るために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、関係行政機関、市職員等のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、原則としての公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (2) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業経済部農林水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。